

水害地緊急対策特別委員会議録第二十三号

昭和二十八年八月四日(火曜日)

午後二時三十一分開議

出席委員

委員長 村上 勇君

理事生田 安一君 理事綱島 正興君

理事赤澤 正道君 理事滝井 義高君

理事稲富 稔人君 江藤 夏雄君

大久保武雄君 熊谷 憲一君

田淵 光一君 林 信雄君

坊 秀男君 松野 頼三君

山本 友一君 岡部 得三君

白濱 仁吉君 館林三喜男君

村瀬 宣親君 吉田 安君

井谷 正吉君 井手 以誠君

田中 稔男君 辻原 弘市君

細迫 兼光君 八木 一男君

池田 禎治君 伊瀬幸太郎君

木下 郁君 杉山元治郎君

辻 文雄君 松前 重義君

世耕 弘一君

出席政府委員

建設事務官 澁江 操一君

(計画局長)

委員外の出席者

議員 山口丈太郎君

参議院議員 矢嶋 三義君

参議院議員 山田 節男君

農林坂官(水産 岡 伯明君

調査資料課長) 岡 伯明君

海上保安庁保安官 松野 清秀君

(警備救難部長) 松野 清秀君

参議院法制局参事 腰原 仁君

(第二部第二課長)

八月四日

委員中島茂喜君及び赤路友蔵君辭任

につき、その補欠として広瀬正雄君及び細迫兼光君が議長の指名で委員に選任された。

八月三日

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案(参議院提出、参法第一〇号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案(参議院提出、参法第一〇号)

○村上委員長 これより会議を開きます。

昨日参議院提出にかかる昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案が、院議によつて当委員会に付託されました。ただいまより本案を議題として審査に入ります。まず、国会法第六十条によりまして、参議院の発議者より提案理由の説明を求めます。参議院水害地緊急対策特別委員会建設文部に関する小委員長山田節男君。

昭和二十六年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害の復旧に重大な支障のある災害地域内のたい積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため、当該排除事業についての国の費用負担及び補助等の特別措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「たい積土砂」とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)により政令で定める地域(以下「災害地域」という。)内に流入してたい積し、又は水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内にたい積した政令で定める程度に達する常に多量の砂、土、砂れき、岩石、樹木等をいう。

(都道府県知事の施行するたい積土砂の排除事業)

第三条 都道府県は、災害地域内に存する道路、上下水道、水利施設、学校、公園、官公署その他の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業を施行するものとする。但し、これらの施設で都道府県又はその機関以外の者の管理に属するものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除は、これらの施設を管理する者の意に反して行うことができない。

2 都道府県知事は、災害地域内に存する土地又は建物その他の工作物で前項に規定する施設並びに第九條第二項に規定する農地及び施設の区域外にあるものにたい積しているたい積土砂を放置することとが公衆衛生上又は正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認めるときは、当該土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者の承諾を得て、当該たい積土砂の排除事業を施行することができる。

3 前項に規定する土地又は建物その他の工作物を所有し、又は占有する者は、正当な理由がなければ同項の承諾を拒むことができない。

4 都道府県知事は、第一項及び第二項の規定によるたい積土砂の排除事業の一部の施行を関係市町村(市町村の組合を含む。)の長に委託することができる。

(国の負担)

第四条 国は、前条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の全額を負担する。

(事業費の決定)

第五条 第三条の規定によるたい積土砂の排除事業の事業費の額は、都道府県知事の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して建設大臣が決定するものとする。(負担金の返還等)

第六条 都道府県知事がこの法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、建設大臣は、負担金のうちその施行しない当該排除事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合において、建設大臣は、あらかじめ、都道府県知事に対し、釈明のため意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還を命ぜられた都道府県知事は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

(剰余金の処分)

第七条 都道府県は、国の負担金の交付を受けたたい積土砂の排除事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を国に返還しなければならない。

(監督)

第八条 建設大臣は、この法律により国がその費用を負担するたい積土砂の排除事業を施行する都道府県知事に対して、当該排除事業を適正に実施させるため必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができる。

(農地等)にたい積しているたい積土砂の排除事業)

第九條 國は、災害地域内に存する農地並びに農業用施設、林業用施設、漁港施設及び漁場を政令で定めるものの区域内にたい積しているたい積土砂の排除事業について、当該排除事業を施行する者に對し、その事業費の全額を補助する。

2 第五條から前條までの規定は、前項の規定により補助する場合につき準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは「当該排除事業を施行する者」と、「第五條中「第三條の規定による」とあるのは「第九條第一項に規定する」と、同條及び第六條中「建設大臣」とあるのは「農林大臣」と、前條中「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(他の法律との関係)
第十條 この法律により國がその費用を負担し、又は補助するたい積土砂の排除事業については、他の法律による國の費用負担又は補助は行われない。
(政令への委任)
第十一條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に都道府県又はその機関が施行した第三條第一項又は第二項に規定するたい積土砂

の排除事業については、これを同條第一項又は第二項の規定により都道府県知事が施行したたい積土砂の排除事業とみなし、この法律施行前に市町村又はその機関が施行した同條第一項又は第二項に規定するたい積土砂の排除事業については、これを同條第四項の規定により都道府県知事の委託を受けて市町村の長が施行したたい積土砂の排除事業とみなして、この法律を適用する。

3 この法律は、この法律施行前に施行された第九條第一項に規定するたい積土砂の排除事業についても適用する。

○山田参議院議員 たいだいま議題となりました昭和二十八年六月及び七月の大水害による災害地域内のたい積土砂の排除に關する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。
本年六月及び七月にわたりまして停滯する梅雨前線のもたらした降雨のため九州、南近畿その他の地方に大災害の起つたことはすでに皆様よく御承知のことと存じます。特に二、三の地域においては河川の欠損及び土砂の崩壊により、異常に多量の土砂が市街地、農地等に流入し、堆積している状態にあります。これらの土砂の排除については、すでにそれぞれ地方当局等によつて、各方面の器材、人員を動員して日夜努力が続けられておりますが、地方当局の財力、各個人の資力にもおのずから限度があり、作業は困難をきわめて遅々として進まない状況であります。このままに推移せんか、市街地交通の麻痺による産業経済の混乱、農地の耕作不能による生産の減退、公用施設

その他一般住宅内の堆積土砂による公衆衛生の不良化等、まことに恐るべき結果を招来するものと考えられます。かかる状態にかんがみ、本法は、これら災害地域内の堆積土砂の排除事業をすみやかに遂行させるため、当該排除事業について國の費用負担及び補助等について特別措置を定めんとするものであります。

本法の内容について簡単に申し述べますと、まず、第二條によりまして本法にいう堆積土砂とは、昭和二十八年六月及び七月の大水害により災害地域内に流入して堆積し、または水害により発生した土砂の崩壊等により災害地域内に堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をさすこととし、その異常の程度は政令で定めることにいたしております。また、本法の対象となります災害地域はすべて政令で定めるところにいたしております。

次に、第三條及び第四條では、第一に、災害地域内の公共用または公用施設で政令で定めるものの区域内に土砂が堆積している場合、第二に、災害地域内の土地または建物その他の工作物で、第一の公共用または公用施設並びに第九條の規定で別に補助の対象となしてあります農地及び施設の区域外にあるものに土砂が堆積しており、これを放置すれば公衆衛生上または正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認める場合には、これらの土砂の排除事業を原則として都道府県知事が施行し、この事業費の全額を國庫負担とすることとしております。また第九條には、政令で定められた地域内の農地並びに農業用施設、林業用施設及び漁港施設で、政令で定めるも

の区域内に堆積する土砂の排除事業を行うものに対して、その事業費の全額を國が補助することと規定しております。その他事業費の決定、負担金の返還、剰余金の処分、監督等の事務手續について規定しているものであります。

なお、附則の第二項及び第三項では、この法律施行前にした堆積土砂の排除事業についてもこの法律を適用することといたしております。

最後に提案説明のついでに申し上げたいと存じますことは、本法案の次第につきましても、衆議院の特別委員会におきましては実はこの問題につきまして別途の見地からお定め願つておつたのであります。再三小委員会並びに委員長、小委員長、理事等の衆参両院の打合せによりまして、衆議院が最初から意図しておりましたこの単行法をつくることに對しまして異常な御協力を賜りましたことに對しまして、参議院の特別委員会を代表し心からお礼を申し上げる次第でございます。

以上、提案理由並びに法文内容について簡単に申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

引続き質疑に入ります。赤沢正道君。

○山田参議院議員 これは西日本、佐賀、熊本、福岡、この地帯に現実にあるかどうかまだはつきりいたしません。過般の和歌山地方を中心とした、まず大水害の場合におきましては、この海岸地帯にあります漁港の周辺に、山から流れて来まして根つこのついた樹木その他材木が、これはまづたぐ堆積というふうな状態になりまして、船が全然外からも入れないし、また内から出ることもできないというふうな情景があります。またこの漁場の問題であります。漁場も、沿岸貿易の地帯、これは魚介類はもちろんでございますが、その他地びき網——定置漁業の方に存じませんが、少くとも地びき網をやつておる沿岸漁業地帯が、異常な樹木がそこに堆積いたしまして、いかんともこれは処置ができないというものが、少くともわれわれの今言いました和歌山県の海岸地帯の異常な状態、それで実は漁場というものも入れたらどうかということになった次第でございます。

○赤沢委員 それを事業費の全額を補助するということがございますが、熊本の例外についても、これは私有地あるいは住宅内までのものも全額國庫で持つて片づけるということについては、土量の計算等についてもなかなか容易ならぬ問題が伏在しているというふうに考えております。さらに、海岸に寄り着いた材木に至つては、具体的にはどういう方法をもつてこれを計算いたすべきか、何か御腹案がございましたら一応御説明願ひます。

○山田参議院議員 これは今赤沢小委員長の御質問の通りであります。こ

これは實際何立米あるかというようなことはちよつと……しかも堆積の厚さとか、それからたとえば岩石があるといふと、それが全部で何千石あるか、そういうことが簡単にどういふふうにしてできるかという目安は、実は私は持つておりませんが、實際問題といつたしまして、ああいうふうに根つこのついたままのものが錯綜しておりまして、これは容易な作業ではない。たとえば、これは人力だけでなし得るかどうかという点も、實際危ぶまれるようなその堆積の状況だということを書真でも見ておられます。それから情報でも聞いておられるわけがあります。この点につきましては、私は、どういふふうにしてその目安を定めるかということとは、実は正直のところ自信がございません。

○赤沢委員 さらに、それに関連いたしまして、立木の所有権はだれに帰属するといふお考えのもとに御立案になりましたか、これをひとつ伺いたいと思います。

○村上委員 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○村上委員 速記を始めて。
暫時休憩いたします。
午後二時五十七分休憩

午後三時二十六分開議
○村上委員 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を継続いたします。赤沢正道君。

○赤沢委員 ただいま疑義を生じました件につきまして、衆議院の建設小委員会において協議をいたしました。元

来被害地がこの流水の災害によつて非常に困りになつておる事実は、私も十分認識をいたしておりますので、ただ、これを法文化いたしました後において、かえつて疑義が生じて、そこに混乱が生れたりしないようにという気持ちから、実は検討をいたす次第でありまして、決して、これにつきまして、現地の事情をわきまえないとか何とかいふのはございませぬので、その点は御理解願ひたいと思つてあります。大体こういう漁港並びに漁場に流入した樹木、しかもこれの除去を全額国庫負担をもつてやると申します場合に、流水というものの流入しておる状態はいろいろであると思つてあります。これについて、一応立案者におかれまして、お気持ちにありまふところの範囲というものを明確にしたいだきたいと思ひます。

○山田参議院議員 今の赤沢小委員長の御質問並びに御意見でございますが、ごもつともでありまして、先ほど来いろいろと御討議願つたわけでありまして、表には出ておりませんがこれは沈積したての流水の根つこのつかつたものが錯綜して、その上に土砂をかぶつたり何かいたしまして、具体的に申しますと、泥土の排除と樹木の排除、二つになつておるようなものであります。その意味におきましては御了解願つたことと思ひますが、今の赤沢小委員長の御言葉で、この文句にはつきりとしたの気持ちを現わしたらどうかということでありまして、どうも今即座には、この文章を改めてさういふふうにかつておると思ひます。政令で定めた地域ということにしばつてあります。

で、先ほど来御了解願つたような地域でなければ、政令で指定しないということからいたしまして、問題の主旨は主として和歌山県ではないかと思ひます。和歌山県の海岸地帯で、ことにさういつたような自然の洪水による流水が、普通ではいかんともできない、しかも、漁業を妨げ、船の航行を妨げるというものがございまして、政令でその地域を指定することになりますれば、大体今赤沢小委員長のおつしやつたようなことにまでしなされるのじやないか。これは私の想像でございまして、文句の追加ということにつきまして、は、今こつこつにふりかへたらという名案はございせんが、政令でしなされるということでも御了承願ひませんでしうか。

○矢嶋参議院議員 私の方から補足して御説明申し上げます。第九条に農地並びに農業用施設、林業用施設、漁港施設及び漁場を政令で定めるものとしますと、あるいは公共団体の単位で政令で区域を定めることもございまして、また、漁場になりまして、海図によつてその区域を政令で定めることも起つて来るでございましょう。そして、その区域内に堆積している堆積土砂の排除事業について云々となつておるわけでございます。その堆積とは何ぞや、これは第二条に堆積土砂の定義がなされておるわけでございます。その堆積土砂は、皆さん御承知の通り「異常に多量のでい土、砂、れき、岩石、樹木」でございまして、従つて、漁場をこれに入れた場合に、ただいま山田小委員長から御答弁がございましたように、明快にここに表現する方法を即座に考え得ないのでありますが、し

かし、ここに速記に次のごとく明快に残して置けば、後日この法の運用の場合に疑義を生じないのじやないかと思ふのでございまして。と申すことは、漁場にある堆積土砂を排除するのだ、堆積土砂の定義は第二条で申し上げた通りでございまして。しかも、その堆積土砂が海中に沈下しておつて、あるいは航海、あるいは漁業に著しく支障がある場合に限るのだ、こつこつにふりかへる場合に明確にしておけば、それで法の運用ができるのじやないかと思つております。

○赤沢委員 ただいま私の質疑に対して、漁港並びに漁場に流入、堆積した樹木の範囲について、提案者の方でこれを明確にいたされました。これにつきまして衆議院の小委員会として了承いたしました。

○辻原委員 ただいま漁場に沈積する問題につきましては一応決定に相なりましたが、その前に規定されております漁港施設というこの範囲について、立案者の方ではどのように考えられておるのか、あるいは従来の法律の規定によつては、漁港施設というものはどの程度までを含んでおるのか、これを具体的に承りたいと思ひます。

○山田参議院議員 法制局員が説明申し上げます。

○藤原参議院法制局参事 お答えいたします。漁港施設は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の第二条にございまして「漁業施設」を予定しております。

干場であるとか、あるいは漁港の背後に控えておる山であるとか、こつこつに災害によつて崩壊して、これが漁港施設におおいかぶさつておるといふ場合、これも漁港施設から土砂を排除するといふ範囲に考慮されておるのかどうか。いわゆる漁港施設は、その漁港の内外に包括されておるあらゆる施設——私は先ほど法律を若干見ましたが、その法律の具体的な規定を見ましても、一部さういつた点については抜かつておる向きもありませんので、この場合規定せられたのは、さういふあらゆる場合を想定されて、いわゆる漁港施設という一般的な常識をもつて考えられるような場合、並びに間接的に漁港施設に影響を及ぼしておるような背後の山の土砂くずれというふうなものも含んでおるのか、この点について立案者の御企図を承つてみたいと思ひます。

○山田参議院議員 先ほど法制局の方から説明申し上げましたように、漁港施設は定義でございまして、この漁港施設として定義されております施設が、今回の大水害によりまして山くずれあるいは土砂の崩壊その他泥土の流出、こつこつにふりかへるようなことによりまして使用できなくなる、使用が非常に不便になる、こつこつにふりかへるような場合、先ほど説明にも申し上げましたが、異常に多量の堆積土砂あるいはくずれた土砂、岩石、砂礫等によつて災害を受けた場合に、これを政令で指定された場合におきましては、もちろんその排除作業につきましては全額の国庫負担をすべきものと、さういふ想定をいたしております。

○世耕委員 このたびの特別災害について、交付金ないし特別災害の財政補

給金の制度の特別立法が当然必要だと思ひますが、こういう点に關しまして、特に参議院の委員長も御臨席のようでございますが、本議会で御手配ができるかどうか。

○矢嶋参議院議員　ただいまの御質問の件は、ただいま議題となつております。たい、積土砂の排除に関する特別措置法案とは直接的には関係がないかとも考えますが、御質問がありましたので御答弁申し上げます。

このたびの災害で、地方公共団体が経済的に財政的に非常に参つておる。従つて特別財政補給金交付というものを考えなければ、地方公共団体は財政的に成り立つて行かない、こういう結論のもとに、参議院は一応それを立憲化するべく態度をきめました。その後当該小委員会で政府側といつて、折衝し

ておるものでございまして、その中に衆議院の当該小委員会との打合せの際に、衆議院側におかれましては、小委員長との報告によりますと、やや消極的で否定された。従つて両院の意見一致という形にならないので、法案として出て来ていないという実情でございます。参議院はきよう午前中にもさらに検討いたしましたのでありますが、今次災害復興にあたりましては、地方財政の間

題を何とかしなければ、われ／＼の立法としては兩童点暗を欠くのではないかということになりまして、本日午後再びこれを審議することになっておりますが、どうか衆議院におかれまして、残る期間さらにこの点御検討いただきますならば、衆參相携えて何とか解決点が見出し得るのではなからうか、こういうふうに考えております。

なお、立つたついでに、堆積土砂に

ついで、先ほど以来、それ／＼の議員さんでいろいろ解釈しているやに提案者／＼に受取れるのでございますが、この際明確に申し上げておきますと、提案者さんといったしましては、ここにいう異常な

堆積土砂というのは、まさに異常なものでありまして、年々歳々風水害がありますと、必ず石が流れ土が流れ出ます。しかし、そういう程度のものにはこの法は適用しない。まさに異常な堆積土砂だ、こういうことを繰返して

審議の過程に確認し、さらに本会議に
おける報告でも、そういうことをいた
しまして、この法律は濫用してはなら
ない、政令をつくるときには嚴格に政
令をつくらなければならない、そうい
う希望条件をつけて、本会議を通過
しているということを、念のために申
し上げておきます。

○大久保委員 関連して。提案者に御質問をいたしますが、「漁港施設」という文字がござえますが、商港は漁港のうちにお含めになっておられるかどうか、あるいは商港と漁港と兼ねておるものばかりがその地帯にあるのか、あるいは、もし商港を除いておられるならば、それはどうされるのか、あるいは救済の必要がないのか、念のため御質問いたします。

○山田参議院議員 今の第九条で申しまする漁港施設に商港が入つておるかどうか、漁港と商港とが兼ねてゐる場合を想定しておるかという御質問でございますが、これは第三条で「都道府県知事は、災害地域内に存する道路、上下水道、水利施設、学校、公園、官公署その他の公共用又は公用の施設で政令で定めるものの区域内に」云々、かようにいたしておりますので、それで、

政令で定める場合には、一応公用の施設、あるいは市でこれをやつておる場合にはは公共用の施設、これによつてもちろん商港というものも含まれる、かように想定いたしております。

○林(俊)委員　一点だけ伺つておきたいと存じますが、第二条に關係するのとなんです。第二条にただいまも御説明のありました異常ということでありますが、異常のことはいわゆる異常ですが、これは抽象的に言葉の意味は上にある。これは抽象的に言葉の意味は上

くわかるが、具体的に なりますと、非常にむずかしいと思う。しかし、結局はこれは政令で定められますから、確定はいたしますものの、その政令に定められます間において、この異常の範囲をどの程度にするかということは、具体的調査の結果によるが、その端境の物量あるいはも減についてかなり困難がある。

難な場面も出て来ると思います。それはそう思いますと同時に、さような場合に、この委員会のあなた方なりわれわれの論議、あるいは発言いたしますことが、執行部に非常に重要な反響を起すもので、その意味におきまして、先刻来参議院の小委員長より御説明のありました——当初いただきましたプリントによりますと、八行目に「特にこの地域において」とありますもの

を、われはすなおに読んでおりまして、そうしますれば、その七行目にあります「九州、南近畿その他の地方」を受けておりますから、これはそのまま受取るものでありますけれども、実際に御発言になりました委員長長の言葉では「特にこの地域」とありますその「ここ」を「二、三」とお読みにいたしました。実は休憩中に小委員長にお伺いしたのですが、小委員長の

つておる。そうしますと、二条に予定せられます地域というものは、具体的調査の結果によつて定められるのでありますけれども、その地域たるや二、三と異なるという印象を受けるもの

三に」とあるが、白鶴を愛するものではない。二、三にいたっては、もつとも二、三にいたしてはいても、これが九州、南近畿その他地方の二、三でありますならば非常識なものでないであらう。しかしながら、おそろくはその地域はそんな県単位のものを越えて、市町村単位呈定のものである。

のでなく、市町村単位で税額のものではないかと思われまします。二、三ということになりますと、これは異常の解釈とも関連いたしました、非常に限られた地域のものものを対象に考えられておるうちに印線づけられるのであります。実はこの地域が政令で定められるというので、はたして

自分のところが入るかどうかというので、かなり神経過敏になつておる實際の現地の状況を考え合せまして、この点どういふうにお考えになつておりますか。あるいは執行部との御折衝の關係がございましたら、御説明お願いしたいと思います。

○山田参議院議員　まず第一の問題でございますが、この場合は、この法案の第二条にございました「異常に多量

は、西日本並びに山口県の一部に起りました——これは関東大震災であるいはそれ以上のものである、であるから今後こうして国庫で全額負担をしてやるというのは、これは異常中の異常である、かような意味で、実はそれであるからこそ全額国庫負担にしなければならぬ、かように打出したわけでございまして、これはもちろん政令でその地

区を定める場合には、これは常識としては何でございしますが、少くとも普通の台風とか水害では想像できない地域、こういうことにいたしましたので、そういう基準で全額国庫負担をするという地区と政令で定める、かような地区は

「これは最初に申し上げましたように、この単独法案につきましては、衆議院さんの方ではいろいろ御論議もございました。ところがこれは異常中の異常災害であります。また引続いて起りました伊吹山一帯、奈良県にわたした

ましても、あるいは島根県、鳥取県、あるいは京都、兵庫、福井にしても、あるいはこれに妥当するものがあるかも知れません。かような意味で、政府の方といたしても、政令によつて基準をきめることと存じます。

明のときに、今御指摘の「特に二、三の地域」と言つたことについて、先ほど休憩中にも御質問がございました。これは私ちよつと考え違ひでございまして、これは「特にこの地域においては、これはやはり「ここ」とお直しくございますように、私から訂正いたしますから御了承願います。それで二、三というのを申し上げましたのが、この地域の二、三というようにつて、行政当局と河川所管とした

とはございませぬ。また委員長におい
てもしかりでございしますが、私の方に
おきまして、そういうことについて、二、三ということに限定する話ば
毛頭いたしておらないことを、ここに
紳に誓つて言明いたします。

○大久保委員 先ほど参議院の委員長
から、第三条に商港が含まれてゐる、
こういう御答弁がありました、将来

本法の疑義をなからしむるために、一府法文の解釈をはつきりしておいた方がよくはないか、かような意味でもう一回御質問申し上げる次第であります。第三条にもし商港が入つてゐたならば、なぜ第九條の漁港が第三條でいけなくのか。公共用施設でいけなくのか。第三條をこのままに商港をこれに入れて解釈せよということ、連記録に残して、法文上に若干疑義はありませんか。もし漁港を第九條に入られて、海上の施設に對してある程度この法が出て行く、かういふおぼしめしならば、第三條にもう少し海域についての規定をされる方が明快ではないか、かように考えるわけでありますが、さらにもう一回参議院委員長の御説明をいただきたいと考えます。

○山田参議院議員 今の御質問でございしますが、この第三條は、先ほどもちよつと申し上げましたが、いろいろな施設を例示いたしております。「学校、公園、官公署その他の公共用又は公用の施設で政令で定めるもの」云々とあります。ですから商港はもちろんこの中に入るものと、かように私どもは確信をいたしまして、特に商港というところをうたわなかつたのでございします。この点は、行政当局の解釈上で、公共用あるいは公用の施設ということになれば商港も十分入り得る、これは立法当局の法制局がそういうことを申しておられます。この点ひとつ御了承をお願いしたいと思います。

○杉山委員 堆積土砂の排除に關する特別措置法案をおつくりになつたことに私は敬意を表するのでありますが、提案者である参議院の方に一つ伺ひ、

またそれに関連して、建設省の方がおいてなるならば、お伺ひしてみたい点があるのではないかと。

先ほどのお話で、政令によつて定めることによつて地域がよくわかるのでありますが、さつき御説明のありました異常の程度で、これに異常に抽象的なお言葉で、いかにも異常には違ひないが、一体一尺積つたのが異常か、あるいは五尺積つたのが異常か、かういふような問題になつて、実際にこの範圍に入れるという場合になつて来れば、いろいろ堆積の模様によつて、これは異常である、これは異常でないという問題も起つて来るであらうと思ひますから、提案者の方では、ただ単なる異常という言葉を現わしただけでは、はなはだ不十分だと思ひ、それを政令で定める場合には、大体どの程度までを異常と認めておるかという点を、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○矢嶋参議院議員 これは本法律案を運用する場合に最も大事な点でございまして、当初からいろいろ議論があつたところでもございします。先刻私から一府御答弁申し上げましたが、ただいま私どもの手元でこの土砂は異常であり、どこ／＼の土砂は異常ではないというふうな認定はいたしておりました。それはこの法律案の中に書いてありますように、政令にゆだねておるわけでもございします。定義として、一尺は異常なのか、二尺、三尺は異常なのか、かういふふうな問い詰められますと、数学的な数字をもつて答弁はできません。しかしながら、この提案理由の二枚目の六行目に書いてありますように、「これを放置すれば公衆衛生上

または正常な社会活動を維持する上において著しく支障があると認める場合」かういふふうなうたつてあるわけでもございします。先ほど私が、雨が降れば石、砂が流れるのはあたりまえである、その年々歳々ある程度のそういうものには法律は適用するのではない、濫用してはならない、特殊の場合として私有地にもこれを適用し、さらに金額補助という立法をしたのである、かういふふうな申し上げておる点から、おそろくわかつていただけたらと思ひ、さつきは、そういう角度から、この法律案が成立のあかつきにございまして、行政府がわれ／＼の意を体して政令をつくるかどうかという点については、重大関心と監督をして行きたい、かういふふうな考へてゐる次第であります。

○杉山委員 提案者のお心持なり御説明はよくわかるのでありますが、そういうふうになりますと、都道府県においてこれは異常だと認識いたしますときに、おの／＼そこに差異があつても、都道府県がそういうふうな認識しておればそれでいい、かういふことになるのであります。そうすると、認識の相違によつて、多少都道府県によつて相違が出て来るだろうと思ひます。が、そういう点について私は心配するから、何かそういうような問題について、もつとはつきりした異常というもののについての考へがあるならばお伺ひしたい、かういふことを申し上げたのであります。

○大久保委員 もう一点だけ。新らしく条文が入りましたので、疑義があるといけませんからお聞きしたい。漁港

が第九條に入りまして、先ほどの御説明で、商港が入るとすれば第三條の中に入る、かういふ御答弁であります。そこでこの第九條の場合におきまして、航行の安全を阻害するもの、航行の障害になるもの、かういふ御答弁でございします。そこで、これから参りまして、商港は、私の解釈では大体所管大臣は運輸大臣じやないですか。それから船舶の航行の安全を阻害するものの除去は、これまた運輸大臣の所管じやないかと考へておる。そこで、さらに第六條、第九條において、建設大臣または農林大臣を所管大臣としてゐる法文上の規定が行われておりますが、航行の安全を阻害するものの除去あるいは商港に対する措置、かういふものが解釈上入りました場合においても、所管大臣はこれでいいかどうか。

一府御質問申し上げておきたい。

○山田参議院議員 これは、先ほど第九條の漁港施設及び漁場という漁場を入れるときにも、いろいろ当委員会御議論願つたわけでもございしますが、要するにこの特別措置法は排除の作業であります。排除の作業にあたつて全額国庫負担をする。異常な堆積をしておる樹木であるとか土砂であるとか岩石を排除する。たとえば漁場の場合にいたしまして、先ほどこれは海上保安庁がやることについて御議論もございしました。しかしながら、これを政令でしぼりまして、いわゆる洗積しておる樹木であるから、これは何も海上保安庁を煩わさなくても実施できるのではないか。今仰せのように、たとえば商港は運輸省の管轄でありますので、排除の作業は運輸省の管轄じやないかというお言葉でございしますが、なるほ

どその施設の管轄は運輸省でございします。しかしながら、たとえば今淡路の洲本ですか、かういふような問題が起きております。少くともこの排除作業、これは建設大臣の所管ではない、しかしこれが運輸省所管ということになりますれば、何も運輸省がやらなくても、都道府県知事がしかるべく行政措置をやる、建前さきまつておれば、その管轄が運輸省、建設省、農林大臣と言わなくても、実際の措置については問題がないだらう。先ほど行政上の措置についてもいろいろ御議論願つたわけでありましたが、私はさういふ権限争いをするようなことはない、排除の作業でありますから支障のないもの、かように確信をして提案いたしました次第であります。

○大久保委員 私も権限争いはぜひこの際防止をしたいと思ひますのでございします。ただ所管上の点を明確にしておきませんと、かえつてこれが所管争い等になるから、さらに御質問申し上げますが、運輸省の港務局は港務に關する建設一切やつておるわけですか。ちやうど建設省が一切の河川をやつておると同じように、港務局は予算も持つており、直営工事もやり、技術陣も持つてやつておる。その技術陣も排除して建設省にやらされるのか、あるいは港務局の持つておる建設陣を使用してやらせるのか、この点は明確にしておかなければ権限争いが起ると思ひます。今の御説明によると、運輸省の持つておる建設能力というものを排除して建設省がやる、かういふふうなものとれますが、この点はいかがですか。

○山田参議院議員 仰せの通りいろいろ疑義が起ることはもちろんでござい

ます。これは要するに政令で地域が定められ、それで地域を定めるというこ
とは、異常だという査定においてその
地域がきまるのでありますから、従つ
て今のような権限争いというものが起
らないように、政令を定める場合に、
やはりそういうことの管轄、たとえば
お示しの商港の流木、土砂、そういう
ものの排除の場合におきましても、そ
ういう権限争いの起らないようなくあ
いに政令でうたうように政府に対して
十分注文をつければ、これは行政的に
そういうトラブルが起らないようにで
きる、かように確信をいたしておるわ
けであります。

○大久保委員 どうも小委員長の今の
御説明では、これは権限上の問題を將
来に残しておると思う。法文上の疑義
は立法者としてはあくまで明らかにし
ておかねばいかぬ。このまま行政
府に渡したら必ず疑義が起ります。今
の点は法文上明らかならなっている。
そこで私は、建設省においては技術的
にもむずかしいし、これは運輸省港灣
局の建設陣を利用されるなり、あるい
はまた航行の安全を阻害しておる沈下
材木の処理は、海上保安庁の所管とさ
れる方がよからうかと思ひますが、こ
の点は明確にしておかないと必ず行政
上の問題が起ると思ひますから、あら
かじめ念を押しておきます。

○山田参議院議員 ごもつともでござ
います。私のお答えが十分でなかつた
点もあると思ひますが、要するに第三
条の但書の最後の文句にもございま
すように、施設を管理する者の意に反
して行うことはできないのであります
から、具体的に今の商港の問題を取上
げてみますと、もしこれを運輸省がどう

しても自分の方でやるのか、あるいは
やる必要はないということになれば、
意に反して行うことはできないとこ
に出ておるのでございまして、そう
いう部面からも今御心配のような事項
は起きないのではないかと考えるので
あります。

○大久保委員 今の管理者というお話
ですが、管理者は県がやつておたり
することがあると思ひます。しかしこ
れは国がやる場合のことが書いてあ
る。そこで、その予算がどこに所屬
し、どうするかという問題であります
から、管理者の問題ではないと私は思
うのであります。若干そこに疑義が
残つておるので、なるべく行政庁に渡
されるときには、これを明らかにして
渡された方がよからうと思ひますが、
いかがでしょう。

○山田参議院議員 今おつしやるよう
な管轄と申しますか、この法律によつ
て排除の作業をいたすものは、地城も政
令で定めるのでございまして、政令
によつて今御心配の点はつきりさせ
る、そういうトラブルが起らないよう
なぐあいの政令を定めることはでき
る、確信をいたしておるのでござい
ます。

○杉山委員 建設省の方にお伺ひいた
したのであります。政令によつて
定める地城並びに異常の堆積だと予想
される場所の土砂を排除いたしました
めに、大体どれほどの費用がいくとい
う予想なり見積りができておるまじ
うか。

○渋谷政府委員 ただいま御審議にな
つておりますこの法律案によります異
紀の堆積土砂というものの標準をどこ

に置くか。これはやはり、行政府とい
たしましては、あくまで、法律の執行
の建前から申しまして、立案の趣旨並
びに立案の過程における審議の状況
を判断して、その法律の意図するところ
を正確に把握し、またお聞きいたしま
して政令案を立てる、原則としてしま
はそういう方針で行くべきだろうと思
うのであります。従つて、具体的に
は、どの程度の堆積した土砂量があつ
た場合にはこれは異常とみなすかとい
うことは、その具体的な政令の範囲に
おいて考えらるべき問題でございま
して、ただいまのところこれをどうい
う程度にするかということについて
は、まだ御審議中のことでもございま
すし、立案者から先ほどお話もありま
したように、直接行政府に対してこう
いう方向においてということのお示し
も現在まだはつきり伺つておりませ
んので、この点についてはまだ御答弁申
し上げる用意をいたしておりません。
それから、しからば現在どの程度の
堆積土砂ないしはそれに要する費用と
いうものが考えられておるかというこ
とであります。これも、災害費用に
対します一般原則をいたしまして、国
が全額負担をいたすわけではございま
すから、一応国としては、あるいは行政
府といたしましては、それに対する査
定をいたさなければならぬ結果になつ
て参ると思ひます。従ひまして、その
査定の結果から申し上げることが、正
確な事業費なりそれによる国庫負担額
というものを申し上げる筋合いになら
うかと思ひますが、現在私どもの方で
わかつております点は、建設省所管と
いたしましては、もつぱら都市等を中
心といたしまして堆積土砂の排除事業

費というものを、一応現地側の報告を
受けて集計いたしております。これ
は、現在までのところでは、その報告
によりますれば大体十八億程度という
ことになっております。各排土作業の
単価でございまして、これは五百円と
想定されておる場合もございまして、
あるいはそれ以上と想定されておる場
合もございまして、現地々々の実情に
応ひまして若干そこに相違は出てお
るようでございまして、いずれにいたしま
しても、それらに對します正確な事
業費の数字というところになります。し
ば、査定の結果をまつて申し上げます
ことになるかと思ひますので、それ
によつて御報告いたします。

○杉山委員 まだ法案が確定しないの
で、御答弁はその通りかと存じます。
そこで、今お話の都市というようなお
言葉で、よくおわかりのようでした
が、たとえば最も阿蘇の火山灰が流れ
込みました熊本市の排土作業などによ
つて、熊本市ではどのくらいの費用が
いるというお見通しでございませうか。
○渋谷政府委員 これもいろいろの機
会にすでにお聞きになつたかと思ひ
ますが、私どもの方で果あるいは市等
から報告を受けましたところでは、当
初市内に堆積いたしておる土砂量が二
百四十万立米、その後さらにそれにブ
ラス・アルファというものが言われて
おります。そういうことから、ただい
ま申し上げましたそれ／＼の排土作業
に要する単価を積算いたしまして、十
四億という数字を私どもはつけてお
ります。

○杉山委員 熊本だけで十四億だとい
うことになりますると、さつきの十八
億ですか、それではちよつと他の地方

の土砂の排除は困難と思ひますが、そ
れは私は問ひません。

そこで、今その排除いたしておりま
す土砂の置場ですね。もし川に流せ
ば、御承知のようにまた河川の床を浅
くいたしまして、再び水害を起す心配
がございまして、また水を都市の近
くに置けば、雨のときに流れ込んで来
て、またいろいろの土砂の心配をす
る、こういうような話も伺つておりま
す。そういうような排除しておりま
す土地の土砂の置場は、いわゆる荒廢
した土地なら土地というように、そ
ういふ心配のないような場所を選んでお
るのか、そういう点についての専門的
な御答弁を伺ひたいと思ひるのであり
ます。

○渋谷政府委員 今まで経験いたしま
せんでした。こういう異常な土砂の排除
作業というところでございまして、御
指摘になりましたような土捨て場の計
画と排出の計画、これがいわゆる排土
作業の実際の施行上の大きな問題点で
あることは確かであります。従ひま
して、一例を熊本市の例にとつて申し上
げれば、これは各市内をそれ／＼の施
工区にわけけております。これを八工
区にわけけておる。これを八工区
ないしはそれ以上の施行区にわけま
して、それ／＼の工区につきまして、排除
すべき土砂を排出する土捨て場の計画
を立てまして、それに排出をいたして
おるわけでありまして、この土捨て場の
位置の選定でございまして、地域の選
定は、それ／＼県ないし市におきま
して、いわゆる土砂の排除によつてはか
にいろいろの支障を来さないような所
という考えのもとに計画を立てており
ます。もつとも、この計画の中には、
中間的な土捨て場を置きまして、最終

的には海岸その他へ捨て場を考えると、計画もあわせて立てておきまして、それらにつきましても、技術的な面から私も相談にあづかりまして、現在決定をし、施行いたしておるような状態でございます。

○杉山委員 土捨て場の問題で、最終には海岸なりそういう被害のないような所へ流すという事はいつころだと思ふのでございますが、他の場所はそのれでいいとしたしまして、聞き及ぶところによりまして、熊本は阿蘇の火山灰の流れ込むところになつてゐる。そうが、建設省の方では、この火山灰を利用して有意義に使うという考えはないものか。いわゆる火山灰ブロックをつくつて、これを建設用材にして参りますならば、そういう面を解決して行くにも非常に便利であると思ふのです。また、今度の水害のために仕事を失つた失業者も相当あると思ふのであります。今、一時はおの／＼仕事の状態も非常に忙しでありまして、少しくいたしまして仕事がないという者も相当出て来るのではないかと、あるいは、農地をなくしまして、よそへいつて仕事をしなければならぬような者も相当出て来るのではないかと、思ひますが、そういう場合の救済事業の一つとして、また将来の耐震、耐火の建築のためにも、最もよい火山灰を利用してブロックをつくる、こういうようなことについて建設省はこの際にお考えになつてゐるのかないか。お考えになつてゐるとするならば、ぜひそういうような方向に進んでいただきたいと思います。思ふのでありますが、その点も伺いたいと思ふのであります。

○波江政府委員 ただいま考えております問題は、たゞいま立案者から御説明がございましたように、もつぱら、交通上、生活上早急に解決をしなければならぬ土砂の排除作業と、いうことに重点を置いておきまして、今の火山灰そのものの利用方法、活用方法につきましてはまだ具体的な計画を立てておりません。御指摘になりまして、また検討をさせていただきますと存じます。

○杉山委員 まだ他の点もあるのです。以上にとどめて一応私の質問は終つておきます。

○網島委員 建設省の政府委員の方に尋ねたいのです。長崎県の北松の今の地すべり、これについては、かつて官房長から、至急に取調て計画を立てるという御返答を得ておつたのであります。建設省の方では、まだそれに対して計画はございせんか。

○波江政府委員 私直接はその方の担当でございせんので、まだ詳しいことを聞いておりませんが、もし必要であれば、関係の政府委員なりその他に承知をいたしますが……

○網島委員 いや、おわかりにならないければよいのです。

○波江政府委員 現在私の承知している範囲では、御答弁申し上げるだけの材料はございせん。

○網島委員 参議院の提出者にお尋ねをいたします。先ほどの御説明のうち、この土砂排除の大体予定される地域のうちに、熊本県、和歌山県をおおげになりましたが、実は長崎県の北松の地すべりというものは、地域は狭いですが、一番大きいのであります。これなんかについては、御考慮の外にある

のでしうか。ちよつと意外に思つたのです。

○山田参議院議員 長崎県、ことに長崎県と佐賀県の境の地すべりのお話であります。これは、小委員会におきまして、衆参両院の打合せ会のおきたいへん問題になりました。しかもこの災害は非常に大きなものである。私も最初からこのことは聞いております。また写真も見ております。これは決して無視した次第ではございせん。

○田淵委員 私は議事進行上一つ簡単に伺つて、ぜひとも御考慮願ひたい点を簡単に申し上げます。

○網島委員 参議院の矢嶋委員長に伺いたいのであります。先ほど当委員会の世耕委員から財政的な裏づけについて強い要望をいたしておるようには伺ひましたが、何しろ要望では聞きおくれだけでありまして、あるいは決議というようないふことで院議を尊重するという線に持つて行かなければ、これが建設、農林、厚生あるいは文部、これらの方面で非常に予算的に困る。これを大蔵省に言つても、出すのなら一銭でも出すのがきらいなのは、大蔵省事務当局です。だから、大蔵省で出さずして、強い要望より

のには、どうしても強い要望より、決議において院議を尊重するといふような線では、どうも行かぬ。大蔵省は聞きません。こういうことを思ひますときに、参議院の方では、強い要望といふことが決議事項に入つておつたかどうかということを一

点お伺ひしたいのであります。

もう一点は、本日ここに参議院からまわつて来たものを見まして、災害関係は十八件、昨日衆議院で上りました十七件のうち、参議院から回付された文部関係の一件がございました。十六件が今参議院に付託されておりますが、その審議過程がいかにようになつておりますか、この二点を伺ひたいのであります。

○波江政府委員 本日この委員会では、この十六件、昨日参議院から回付された一件で十八件が立法されてしまふ、陳情請願団が事務当局に行つてこれをやるのであります。十六件上つて一件でも上らぬといふことになる、ちよつとぐにたつてあります。でありますから、議事進行上、でき得るならば小委員会で大體おさめになつたものであります。明日の本案でやつて、いまだ何をしなして、五日、六日、七日と、最後の七日などは一海千里で審議などされるものじやありません。そうすると、あつてに上げなければならぬというように時間が切迫しておりますから、以上の二点について、参議院の矢嶋委員長の御所見を伺ひたいのであります。

○矢嶋参議院議員 まことにごもつとも御質問でございますが、御答弁申し上げます。

第一点の予算の件でございますが、これにつきましては衆議院の村上委員長とともに最も心配してゐるところであります。一つには国会閉会までに衆参の意思が決定したあかつきにおいて、中央対策本部である緒方副総理

並びに西日本対策本部から解任される大野国務大臣、小笠原大蔵大臣、そういう関係大臣に両院の委員長、小委員長、理事の連合打合せ会に出席していただいてその所信を聞き、決意を促したと考へております。具体的には、大野国務相が東京あるいは現地に於いて公約されました臨時国会による補正予算化といふような問題もあると考へます。が、そういうことを考へております。

さらには、私は立法府の一員として、ましては基本的な次のこと考へて、必ずしも心配いたしておりません。と申しますのは、現在のわが国の政治は政治が行われてゐるのでございまして、そして現在わが国の政權担当者である吉田内閣は、その母体は自由党に置いてゐるわけでございます。この法律案は自由党の政調会を通り、総務会を通過して、両院の全会一致をもつて立法がなされるわけでございます。から、この政治の基本線はくずさない限り、吉田内閣が健全であり、自由党が健全である限り、この予算化については私はあまり心配をいたしておりません。

それから、第二点につきましては、参議院の審議の過程については先刻一応申し上げましたが、簡単に申し上げます。現在の両院の情勢についての分析は、質問者と私はまったく同様な考え方ではあると考へております。衆議院の方から十六の法律案が送付されておるわけでございますが、その中には、昨日衆議院の小委員長が参議院に提案理由の趣旨説明をいたさされたとき、確認したのでございまして、両院で完全に意見が一致しないままに出て来

す。そこで参議院の特別委員会として、審議の基本方針をいたしまして、両院の打合せで完全に一致したものと、それから完全に一致しないまま出て来たのは質疑がありますので、それを分離して審議して、両院の打合せで一致して来た法律案については、懇談会で議論を尽くしているものであるから、質疑応答などあまりやらずに、きよりの午前中までの私の考えでは、本日でもそれを緊急上程したい、こういふふうに考えておつたのでございませう。いずれにいたしまして、

も、両院の打合せで一致して提案いたしました法律案につきましては、参議院の特別委員長の責任において、明日の本会議で必ず成立するように努力いたします。残余の問題については、あるいは一日遅れ、あるいは皆様方とさらに御相談申し上げるようなことになるかもしれないということを、御了承願いたいと思つたのでございませう。

最後に、予算の問題については皆様方とともに善処したいと思つたが、ただ最も懸念していることは、被災地の方々が、この立法院の立法したものに非常に期待していると思つたので、十八の法律案ができたが、中身は何もない、からつぽだつたというのでは、一体国会は何をやつてゐるのか、国会議員諸君は何をやつてゐるのか、ということになつて、これは議会政治に対する国民の信頼感を薄らげることになる問題で、これは一災害地の復興云々の問題よりもさらに飛躍した重大な問題であると思つた。これらの十八の法律案が両院を通過成立したあかつきにおきましては、この裏づけにつ

まして、衆参両院ともに立法に携わつたお互いの責任を感じ、政府の動向を重大な関心を持つて監督、督促して参りたい、こういうかたい決意をいたしております。

○田淵委員 了承いたしました。さてそこで、私の懸念いたしましたのが、財政的措置の立法あるいは裏づけであります。私は不敏にして、災害地におりましたために、この点を伺ひなかつたのであります。両院の委員長が懸命にこの点を事務局当局に念を押してくださつておると思ふますが、大体災害予備金が八十億あるというように伺つております。これらがただちに出来るのではなからうかというところは、被災民の望んでいるところでありませう。ところが私の懸念いたしますことは、すでに第六号台風が来るとか、まだ九月、十月に相当な災害が来るだろうという予期のもとに、この八十億を今日全額放出するといふやうな大胆な大膽當局ではないと思ふ。そうすればこの八十億のうちから何がしかのものが緊急に使われるかと申しますのは、今日つなぎ資金がごくわずかししか出ておりませんために、一切が今日中止されておる状態でありませう。たとえば、この八十億の災害予備金からどれだけとりあえず出すかといふやうな、打つ手を打つて行かなければなりません。先の百より今の十であります。この点において、何とか災害予備金のうちから、あとの災害といふのは来るやも来ないやもわからないのでありますから、これを大蔵省が押えるとしても、これは押えさせずに、罹災民に対して出してもらふように、どうか両院委員長におかれましてはま

ず御尽力をお願いしたいことをお願いしておきます。願わくは、私は各委員にもお願いしたいのであります。ところが、大体御質問が終つたならばこの法案を上げてしまつて、明日の本会議にかけるというやうなぐあいをお願いいたしたいのであります。

○村上委員長 この際委員外議員の発言についてお諮りいたします。山口丈太郎君より本案に関して簡単に発言したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。山口丈太郎君。

○山口丈太郎君 お話しをいたさしましたので、私は委員外議員として一席伺つておきたいと思ひます。その前に、非常に皆さんの努力によりまして、多くの法律案を成立させていたいただきましたその御苦労に対して、この際厚くお礼を申し上げます。

私は、今回のこの水害に際しまして、むしろこの法案の立案者に御質問申し上げるよりも、主として紀伊水道または大阪湾、播磨灘等の瀬戸内海におきまして漁船の問題と、そして船舶航行の安全についてひとつ当局に御質問申し上げたいと思ひます。

御承知のように、今度の災害によりまして、災害地から多くの流木等の障害物が海中に流れ込んで参りました。当災害地方から非常に陳情が実は参つておるのではありませんが、そのうち特に私どもの県下であります岩路地方と本土とは、御承知のように明石から岩屋へ、神戸港、大阪港から洲本への連絡船によつて、これらの島々と本土

との間を連絡したておるのであります。が、流木のために非常に航行に危険を生じておりますので、安心して航行することができません。それは流木だけではございませんで、流出したしまった家屋の家具、特に畳、それから農家に保有しておりましたところのわら、それから寝具、特にふとん等の流出物が非常に多いのであります。これは一面はそれら連絡船の航行に非常な危険を生じておるのであります。特に綿類などがスクリューに巻きつきま

と、船はたちどころに故障を起すのでございませう。また表面に出ていない流木がございまして、それは株のついたままでの木、あるいは非常に根元と太さの極端な差のあるようなものが、縦になつて水没したままで移動をいたしております。これらが一べんそれらの船に当たりますと、たちまち船は破損をしますという危険を生じておるのでございませう。

それからまた、漁船について申し上げますと、綱引などがほとんどできません。わらがかる、あるいは麦わらがかる、ふとん、寝具がかかつて参りまして、漁師の方々は、それがためにほとんど漁業が停止されるような状態になつております。これは、それらの流出物によりまして、綱の破損がおびただしい数に上つておるのでございませう。こういうふうな点で緊急措置をぜひとも講じていただかないと、それら沿岸の漁民は言うに及ばず、それら島々からの交通がほとんど危険な状態にさらされておりますので、これらの措置につきましては、この航行の不安というものは運輸に属する問題でありまして、海上保安庁の問題であらうと

考えるのでございませう。ところが、この特別委員会ですつと御審議をいたしておりますので、その方で質問をした方がいだらうというところで、運輸委員長から、私にこちらで特別に指示をいただきました。そこで私は本委員会に参りました。海上保安と申しますのは、ただ燈台の設備であるとかあるいはまた海上の秩序を維持する、密輸あるいは密航船等の取締りを行うというだけでは、海上保安の万全を期するものとは考えられないのであります。海上保安の大きな任務の一つであると考えられるのであります。これらにつきまして、海上保安庁としては何か対策を立てられ、あるいは掃海等の措置を至急に講じていただく必要があると思ひますが、それらについての手配についてどのようにしておられるのか。ひとつ御質問をしたいと思いますのでございませう。

○松野説明員 海上保安庁で調査したところによりまして、今回の和歌山方面の水害によりまして海上へ流出しました木材等は、大体二十万石程度あるやうでございませう。それらのものは現に紀伊水道から明石、播磨灘等の方面へ広がつておる次第であります。これらの木材のうちで航路障害になつておりますものは、大体五十万石程度と見ております。そのうちで約二十万石は所有者がはつきりしておるやうでございませう。これらのものにつきましては、木材の所有者が結成されました和歌山県の流材整理組合において処理されるということになつておる模様でござ

この際暫時休憩いたします。
午後四時五十一分休憩
〔休憩後は開会に至らなかった〕

その点両者から御意見を承つておきた
いと存じます。

○松野説明員 先ほど申しました明日
の会議、これは各省会議でありまし
て、もちろん明日は水産庁の方からも
おいでになると思いますが、この問題
につきましましては、仰せの通り関係各省
間の連絡を十分にとりまして、御期待
に沿えるように進めて行きたいと考え
ております。

○岡説明員 これはこの法律案の審議
の過程を拝聴しておりますが、十分
各省が連絡をとつて行かなければなら
ない問題だと思ひます。この問題
は今まで全然例がないので、あるいは
誤解等を生ずるおそれがあるかと思ひ
ますが、これは漁民側の方の陳情等に
よつて相当わかつておりますので、わ
れわれといはしてもそう御心配に
なるような点はないようにいたしたい
と存じております。

○山口丈太郎君 両者からの力強い御
答弁をいただきまして大体了承いたし
ました。今回のこの困難とも称すべき
災害は、ただ単に兵庫あるいは岡山だ
けでなくて、西日本全体の大きな問題
であると存じます。各省におきまして
これら所管事項について円滑を欠くよ
うなことがあつてはたいへんだと存じ
ますので、こういう異常状態にありま
すときには、特に各省におきまして、
緊密な連絡のもとに、万全の処置を講
じていただきますようお願いをいたし
まして、私の質問を終わりたいと思ひま
す。

○村上委員長 他に御質疑はありませ
んか。——御質疑もないようでありま
すから、質疑はこれにて終局いたしま
した。

問題でありまして、幸いにして右堆積
物の除去に関する特別の法律案を御審
議いただきまして、通過する運びに至
りつつあるという事は、われわれにと
して非常にありがたいことでございま
す。特にこの漁港施設等は、これによつ
てさらにまた災害が増加するものではな
いかという点も憂慮されますので、
水産庁といはしても早急にそ
の除去に努力して参りたいと思つてお
ります。すでに関係方面との打合せも
進めておりますが、これをものといたし
まして予算措置を講じ、早急に除去の
措置をいたしたいと思ひております。

○山口丈太郎君 委員各位の御努力に
よつて生れて参りますこの法律——先
般私ども審議をいたしました重要な
法律案と同時に、これによつて災害の
救助に関する特別措置が大体できるよ
うでございしますが、しかし私の最も危
惧いたしますのは、今質問をいたしま
したような航行の安全を保持するため
の障害物の完全な除去、漁民の漁撈
作業に対します安全の措置という、の
二つの兼ね合いが、この法律にありま
しては一本でございしますから、この法
律によつてもなおかつ保安庁関係と水
産庁関係の緊密なる連絡のもとに十
分やつて行けるかどうかということ
であります。もちろん今日それらの法律
を緊急立法で全部処理するということ
は、まだ困難な時期にあるのでござい
まして、それらについて保安庁並びに
水産庁といはしましては、その官庁の
所屬は別といたしまして、この法律
の円滑なる施行によつて、完全にそれ
らのことが実行し得るものであるかど
うか、また協力して実行の得ることの
できるという確信がおりであるか、

問題でありまして、幸いにして右堆積
物の除去に関する特別の法律案を御審
議いただきまして、通過する運びに至
りつつあるという事は、われわれにと
して非常にありがたいことでございま
す。特にこの漁港施設等は、これによつ
てさらにまた災害が増加するものではな
いかという点も憂慮されますので、
水産庁といはしても早急にそ
の除去に努力して参りたいと思つてお
ります。すでに関係方面との打合せも
進めておりますが、これをものといたし
まして予算措置を講じ、早急に除去の
措置をいたしたいと思ひております。

○山口丈太郎君 委員各位の御努力に
よつて生れて参りますこの法律——先
般私ども審議をいたしました重要な
法律案と同時に、これによつて災害の
救助に関する特別措置が大体できるよ
うでございしますが、しかし私の最も危
惧いたしますのは、今質問をいたしま
したような航行の安全を保持するため
の障害物の完全な除去、漁民の漁撈
作業に対します安全の措置という、の
二つの兼ね合いが、この法律にありま
しては一本でございしますから、この法
律によつてもなおかつ保安庁関係と水
産庁関係の緊密なる連絡のもとに十
分やつて行けるかどうかということ
であります。もちろん今日それらの法律
を緊急立法で全部処理するということ
は、まだ困難な時期にあるのでござい
まして、それらについて保安庁並びに
水産庁といはしましては、その官庁の
所屬は別といたしまして、この法律
の円滑なる施行によつて、完全にそれ
らのことが実行し得るものであるかど
うか、また協力して実行の得ることの
できるという確信がおりであるか、

うものも対象にして、明日十分検討し
たいと考えております。

○山口丈太郎君 これは保安庁の事項
にはならないかと思ひますが、御出席
になりましたら、港に漂着してありま
す流木についても、一刻も早くこれら
に對して適當な措置を講じていただく
ように進言していただきたいと存じま
す。

それから、水産庁の方にお伺ひいた
しますが、今お聞きのように、これはた
だ単に流木だけの問題ではないのであ
ります。漁港は水産庁の方の所屬にも
なつておるところがあるものでございま
す。従つて私は水産庁にお願ひいたし
たいのでございしますが、淡路地方の漁港は
全部流木におおわれておるといつても
よいのでございしますし、また明石海峡
を隔てまして、本土の漁港におきまし
ても、多数の流木によりまして非常に
漁民が困難を來してあります。ほとん
ど出港もできないような状態に置かれ
ておるのでございしますが、これらに對
して、水産庁としてもやはり早急にそ
れらの施策を講じていただかないと、
漁民はその日の生活に非常な不安を感
じておるのでございします。これについ
ては水産庁としても特別のおはから
いをいただきたく存じますが、これら
の対策をどう考えられておるか、ひと
つその対策の見通しがありましたら、
お聞かせをいただきたいと存じます。

○岡説明員 漁港の付近、特に漁業権
漁場内における流木あるいはその他の
沈積物の除去につきましては、水産庁
といはしても非常に頭を痛めてお
る問題であります。単に漁港の管理者
あるいは都道府県等にその事業をまか
せるだけでは、とうてい除去できない

○松野説明員 丸呑み浮流しておる木
材のみでなく、先ほど来いへるお話
がありましたが、中には根つこのつ
いたものがたくさん来ておるといふよ
うなことでございします。もちろんそ

でございますので、海上保安庁といはしま
しては、目下その他の約三万石につ
きまして、お説の通り緊急に何らか対策
を講じなければならぬ、こう考へて
検討しておる次第でございしますが、昨
日水害対策中央本部と連絡いたしました
結果、明日同本部が主催いたしましたし
ての各省会議を開催いたしました、そ
うしてこの流木の処理についてその会
議によつて対策を決定しよう、という
ことになつておりますので、海上保安
庁といはしましては、明日の会議の決
定をまちまして、できるだけの措置を
講じたい、かゝうに考へておる次第で
あります。

○山口丈太郎君 流木につきましては
あすそのような決定をいただくとい
うことで、まだ私の希望はありますが、
そのときにはなるだけ早急に——淡路
島はほとんど閉塞されておるような状
態であります。でありますから、一刻も
すみやかに開放ができるように措置を
していただきたいと思ひます。しかし
今申しますように、われ、家具、畳、
寝具等の流出によりまして、これまた
非常な危険を生じておるのでございま
す。ただ単にこれは流木だけではな
いのでございします。そういたしま
す。やはり保安庁としても大規模な掃海作
法というものを実行してもらわなけれ
ば、どうしても私は安全は保てないよ
うに考へるのでございしますが、それ
らの点についてもお考へがあるかないか
をお伺ひいたしたいと存じます。

○松野説明員 丸呑み浮流しておる木
材のみでなく、先ほど来いへるお話
がありましたが、中には根つこのつ
いたものがたくさん来ておるといふよ
うなことでございします。もちろんそ

昭和二十八年八月十四日印刷

昭和二十八年八月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局